

# ユニー自転車あんしんセット会員規約

## 第1条(適用関係)

- 本会員規約(以下、「本規約」といいます)は、ユニー株式会社が運営する自転車会員サービス(以下、「本サービス」といいます)の提供およびその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下、「諸規定」といいます)を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
- 本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

## 第2条(定義)

- 「会員」とは、本規約に同意の上、所定の加入申込手続きを行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。尚、当社の承諾は本規約に同意の上、当社店舗に加入書類を提出頂き、加入料の入金確認ができた時点とします。「会員」には、ユニー株式会社の店舗において販売した自転車の購入時しか新規入会出来ず、会員期間は該当自転車の引き渡し日から3年間とします。
- 当社は、会員に対して加入者証を発行します。
- 加入申込者および会員が以下の項目に該当すると判断した場合、当社は何らの責任を負うことなく、加入の拒否または退会を強制することができます。後者の場合はすでに納入された加入料等の払い戻しは一切行いません。
  - 登録内容に虚偽が判明した場合
  - 加入料等の支払債務の履行を遅延した場合
  - 本規約に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合
  - その他当社が会員とすることを不適切と判断した場合

## 第3条(加入料・会員資格期間および申込み)

- 会員は、入会時に以下に定める加入料を納入します。納入方法は当社の指定する方法によります。

加入料	ユニー自転車あんしんセット	¥2,490(税込¥2,739)+防犯登録料
	ユニー自転車あんしんセット3年型	¥4,990(税込 ¥5,489)+防犯登録料

- 会員期間は該当自転車の引き渡し日から3年間とします。
- 入会が認められた会員には、加入者証が発行されます。これらは加入者証記載のユニー自転車あんしんセット対象自転車ならびに会員個人に割り当てられたものですので会員本人以外の利用はできません。会員は、本規約および当社との間の利用規約に基づく一切の権利を第三者に譲渡・貸与することはできません。また、加入者証に関するすべての管理責任は会員本人にありますので、管理の不備、不正な使用等により生じるすべてのトラブルに対する責任は会員本人が負うものとします。
- 会員は登録した情報に変更が生じた場合、必ず速やかに購入店舗に連絡をいれてください。
- 登録情報変更の届け出がなく、当社やその他関係会社等からの連絡事項、発送物、商品等に延着、未着、不備が生じた場合でも、当社はその一切の責を負いません。

## 第4条(加入者証の紛失)

- 会員が加入者証を紛失された場合は再発行できず、本サービスを受けることもできません。

## 第5条(自転車損害賠償責任補償)

- 会員は当社が契約する三井住友海上火災保険株式会社の個人賠償責任保険に自動加入になります。当該補償の詳細については「ユニー自転車あんしんセット会員自転車損害賠償責任補償規定」及び「個人賠償責任保険普通保険約款」が適用されます。「個人賠償責任保険普通保険約款」については、ユニーホームページ([https://www.uny.co.jp/specialty/bicycle/?top\\_osusume](https://www.uny.co.jp/specialty/bicycle/?top_osusume))にてご確認ください。

## 第6条(各種サービス)

- 会員は、以下の各種サービスを加入者証の提示を条件として受けることができます。
  - <自転車損害賠償責任補償> ユニー自転車あんしんセット会員自転車損害賠償責任補償規定に準じます。
  - <自転車盗難時再購入補償> ユニー自転車あんしんセット会員自転車盗難時再購入補償規定に準じます。
  - <防犯登録> お買い上げ頂いた自転車の車体番号、防犯登録番号などが、7年間～15年間警察に登録されています。(都道府県により登録期間は異なります)

## 第7条(退会・失効)

- 会員は、退会を希望する場合、当社に退会の旨を申し出て任意に退会することができます。
- 会員期間途中の退会において、納入された加入料はいかなる理由においても一切払い戻しは行いません。
- 会員期間途中に、加入者証記載のユニー自転車あんしんセット対象自転車が盗難等により消失した時点で本サービスは失効します。なお、失効した場合においても納入された加入料は一切払い戻しは行いません。

## 第8条(個人情報)

- 当社は個人情報の保護にあたり、当社の「プライバシーポリシー」を遵守します。
- 当社は本条(1)に基づき、本条(4)の各利用目的のために、会員の個人情報を利用します。また、本条(5)記載の共同利用者についても同様の目的のために共同して利用します。
- 当社が取得する会員の個人情報の項目は以下の通りです。
  - 「ユニー自転車あんしんセット加入者証」の記載事項すべて(氏名、住所、電話番号 等)
  - サービスを提供する共同利用者でのサービス利用履歴
  - お問合わせ情報
  - 新たなサービスをご利用の際に提供いただくすべての事項
- 当社が取得する会員の個人情報の利用目的は【個人情報の取り扱いについて】記載の通りです。
- 共同利用者および管理責任者は以下の通りです。
  - 共同利用する個人情報の項目:氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、電子メールアドレス、購買履歴等お客様の属性に関する情報、その他お客様が申告された情報
  - 共同利用者:株式会社UCS
  - 共同利用の目的:本条(4)記載の利用目的達成のため
  - 管理責任者:ユニー株式会社
  - 共同利用の管理責任者の詳細については、右記QRコードよりご確認ください。
- 当社は会員の退会後も、各種お問合わせ対応等のため、退会者の個人情報を保持および利用できるものとします。ただし、当社は退会者の求めに応じて個人情報の訂正、追加、削除を行うものとします。
- 当社に対する、個人情報の開示、訂正、利用停止の求めおよび苦情の受付に関しては、ユニーホームページ内の「プライバシーポリシー(<https://www.uny.co.jp/privacy/>)」をご参照ください。



## 第9条(各種サービス提供社の規約)

- 会員が提供を受ける各種会員へのサービスについては、それぞれ提供各社が取り決めている諸規定に準じます。

## 第10条(規約改正)

- 本規約は、会員の了承を得ることなく改正できるものとします。本規約を改正する場合、改正の1週間前までに当社の指定する方法にて、本規約を改正する旨及び改正後の内容について告知するものとします。改正後の規約は改正後直ちに適用されるものとします。

## 第11条(免責その他)

- 当社は、会員が当社の提供するサービスを利用(サービスの停止も含む)することにより会員に損害が発生し、当該損害が当社の故意過失に基づくものである場合は、それにより直接かつ通常生じる範囲内の損害に限り責任を負い、その他の特別損害に対しては責任を負わないものとします。本規約に定めのない事項が生じた場合は、当社と会員は協議の上、解決にあたるものとします。また、当社と会員との間に紛争が生じた場合は、いずれも名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第12条(付則)

- この規約は2018年5月21日から施行します。
  - 改正 2021年12月1日
  - 改正 2022年12月1日
  - 改正 2025年12月1日

## 【個人情報の取り扱いについて】

ユニー株式会社は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。尚、下記の利用目的にのみ使用致します。

①お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため ②お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため ③当社、当社のグループ各社およびそれらと業務提携する企業等が取り扱う各種商品・サービスの情報提供のため ④①における各種サービスの提供後にアンケート、その他事項等、改めてお客様と接触する必要が発生した際のため ⑤お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため ⑥引受保険会社である三井住友海上火災保険株式会社の保険引受の審査および履行のために当社から提供するほか、取扱代理店である株式会社UCSが行う他の商品・サービスの案内のため

# ユニー自転車あんしんセット会員 自転車盗難時再購入補償規定

## 第1条(補償を行う場合)

(1) ユニー株式会社が運営する自転車会員サービス(以下、「本サービス」といいます)の会員(以下、「会員」といいます)は、サービスの有効期間内に日本国内で本サービス対象の自転車(以下、「対象自転車」といいます)が盗難の損害(以下「盗難損害」といいます)を被り、かつ対象自転車の代替物(代替物とは、対象自転車と同一金額の自転車又は同等の自転車)として当社で新たに再購入(以下、「再購入」といいます)いただく場合に、自転車盗難時再購入補償を受けることができます。

## 第2条(補償について)

- (1) 前条(1)項における補償額、お客様負担額は下記のとおりです。
- <ユニー自転車あんしんセット>
- 補償額は、対象自転車の販売本体価格(税込)の60%(円未満切り捨て)となり、その残額がお客様負担額となります。ただし、再購入の自転車の本体価格(税込)が対象自転車の販売本体価格(税込)を下回る場合は、対象自転車の販売本体価格(税込)の40%(円未満切り捨て)がお客様負担額となり、その残額が補償額となります。
- <ユニー自転車あんしんセット 3年型>
- 補償額は、対象自転車の販売本体価格(税込)の80%(円未満切り捨て)となり、その残額がお客様負担額となります。ただし、再購入の自転車の本体価格(税込)が対象自転車の販売本体価格(税込)を下回る場合は、対象自転車の販売本体価格(税込)の20%(円未満切り捨て)がお客様負担額となり、その残額が補償額となります。
- (2) 本補償は、再購入いただく際、再購入の自転車の本体価格に充当するものと致します。(注)
- (注)自転車の本体価格(標準装備品含む)をいい、自転車防犯登録費用、パーツ類およびその他の商品購入費用等は含みません。
- (3) 本補償は、会員期間中1回を限度と致します。
- (4) 盗難日時から2週間後より自転車を再購入できます。

## 第3条(対象自転車)

- (1) 対象自転車は、加入者証に記載されているものをいいます。
- (2) 対象自転車は、本サービス1契約あたり1台とします。
- (3) 対象自転車は変更することができません。対象自転車以外の自転車を新たに購入された場合は、新たに本サービスに加入することで、当該自転車は本補償の対象自転車となります。

## 第4条(補償対象期間)

(1) 本補償の対象期間は、本サービス開始日から1年後の応当日午後4時からの2年間(終期は応当日から2年後の午後4時までとする)と致します。尚、本サービス開始日が2月29日の場合は、翌年2月28日の午後4時からの2年間と致します。

## 第5条(補償を受けることができない主な場合)

次の①～⑫に該当する場合は、本補償を受けることができません。

- 譲渡等により、自転車の所有者が変更された場合
- 盗難以外の事故により、自転車が滅失した場合
- 加入者証に販売日、販売店名、担当者名の記載のない場合
- 警察署への盗難被害届出のない場合
- 盗難発生後、再購入されるまでの間に盗難された自転車が発見された場合
- 部品のみ(サドル・タイヤ単独等)の盗難の場合
- 盗難日時が補償対象期間外の場合
- 故意、重過失、紛失、置き忘れによる損害
- 会員の親族、同居人などが自ら行い、または加担した盗難による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動の際における盗難による損害
- 火災や地震、津波、噴火、水害、雪害等の天災の際における盗難の場合
- 盗難発生後60日以内に覚知することができなかつた盗難による損害

## 第6条(保険責任のおよぶ地域)

(1) 保険会社は、日本国内において生じた盗難による損害に対してのみ保険金を支払います。

## 第7条(盗難事故発生時の対応)

- (1) 盗難事故が発生した場合、会員は遅滞なくその事実を警察へ届出し、必ず盗難届受理番号を受領してください。
- なお、受理番号がない場合は本補償を受けることができません。
- (2) 「保険金請求書(自転車盗難補償・あんしんセット盗難補償)」に必要項目をご記入の上、盗難日から60日以内に販売店に持参してください。
- なお、盗難日から60日経過後の受付は本補償を受けることができません。
- (3) 販売店で盗難届受理状況を確認の上、盗難日から2週間後より再購入ができます。
- なお、受付日から60日経過後の再購入は本補償を受けることができません。

## 第8条(準用規定)

(1) 本規定に定めのない事項については、ユニー自転車あんしんセット会員規約を準用します。

## 第9条(付則)

(1) この規定は2018年5月21日から施行します。

改正 2021年12月1日 改正 2022年12月1日

# ユニー自転車あんしんセット会員 自転車損害賠償責任補償規定

## 第1条(補償を行う場合)

(1) ユニー株式会社が運営する自転車会員サービス(以下、「本サービス」といいます)の会員(以下、「会員」といいます)ならびに第3条の補償対象者が、本サービスの有効期間内に日本国内にて加入者証記載の対象自転車の所有・使用または管理中における偶然な事故により、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

## 第2条(補償について)

- (1) 前条(1)の補償金額は、1回の事故につき、賠償責任金額1億円を限度に補償されます。賠償額については、事前に引受保険会社の承認が必要となります。
- (2) 他の保険契約又は共済契約から保険金支払を受けている場合は、保険金が差し引かれる場合があります。

## 第3条(補償対象者)

- (1) 加入者証記載のご本人(以下、本人)
- (2) 本人の配偶者
- (3) 本人またはその配偶者と同居(注1)の親族
- (4) 本人の承諾を得て加入者証記載の自転車を使用または管理中の者(自転車取扱業者(注2)が業務として受託した自転車を使用または管理している間を除きます。)
- (注1) 同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- (注2) 自転車取扱業者とは、自転車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

## 第4条(補償対象期間)

(1) 本補償の対象期間は下記の通りと致します。

尚、本サービス開始日が2月29日の場合の翌年および3年後の応当日は、2月28日に読み替えるものと致します。

対象期間	ユニー自転車あんしんセット	本サービス開始日から1年後の応当日午後4時までの1年間
	ユニー自転車あんしんセット3年型	本サービス開始日から3年後の応当日午後4時までの3年間

## 第5条(補償を受けることができない主な場合①)

次の①～⑤に該当する場合は、本補償を受けることができません。

- 補償対象者の故意によって生じた損害賠償責任
  - 補償対象者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - 補償対象者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
  - 補償対象者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
  - 補償対象者の使用人(注1)が、会員の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (注1) 使用人:補償対象者が家事使用人として使用する者を除きます。

## 第6条(補償を受けることができない主な場合②)

次の①～⑤に該当する場合は、本補償を受けることができません。

- 補償対象者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
  - 専ら補償対象者の業務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
  - 補償対象者の心神喪失に起因する損害賠償責任
  - 補償対象者のまたは補償対象者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
  - 航空機、船舶・車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 専ら補償対象者の業務の用に供される動産または不動産(住宅の一部が専ら補償対象者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。)
- (注2) 船舶・車両:原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート 自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が人力であるものを除きます。
- (注3) 銃器:空気銃を除きます。

## 第7条(準用規定)

(1) 本規定に定めのない事項については、ユニー自転車あんしんセット会員規約を準用します。

## 第8条(付則)

(1) この規約は2018年5月21日から施行します。

改正 2021年12月1日

改正 2022年12月1日

--

## 【お申込みにあたってのご注意】

本サービスは、保険契約者をユニー株式会社、取扱代理店を株式会社UCS、引受保険会社を三井住友海上火災保険株式会社とする盗難保険(自転車盗難補償)・個人賠償責任保険(自転車搭乗中のみ補償・示談交渉付)の商品付帯契約です。

上記補償内容については概要を説明したものです。詳細についてご不明な点があれば下記お問合わせ先までご連絡ください。

商品付帯保険契約申込みにあたり、お客様の個人情報を契約引受保険会社へ提供する必要があります。

## 【損害賠償責任事故が発生した場合は】

<事故時連絡先> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL:052-223-4134 ※ご連絡の際は、「ユニー自転車あんしんセット」の加入者である旨をお申し出ください。

万一事故が発生した場合は、30日以内に上記連絡先へご連絡ください。事故発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡をがない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

取扱代理店	株式会社UCS TEL:0587-24-8241 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始を除く)	引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第二部第二課 TEL:052-203-3567 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始を除く)
-------	---	--------	---